

学校法人熊本城北学園役員報酬等に関する規程

〔 令和 2 年 3 月 24 日
制 定 〕

(目的)

第1条 この規程は、学校法人熊本城北学園寄附行為第38条の規定に基づき、役員の報酬等に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤役員とは、理事長、常務理事及び常勤監事をいい、学校法人熊本城北学園の職員としての給与の支給を受けている理事（以下「職員理事」という。）を除く。
- 三 職員理事とは、学長及び副学長をいう。
- 四 非常勤役員とは、前二号以外の者をいう。
- 五 役員の報酬等とは、報酬、通勤手当、期末特別手当、退職金その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- 六 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- 一 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当、期末特別手当、退職金を支給する。
- 二 職員理事に対しては、学校法人熊本城北学園職員給与規程（以下、「給与規程」という。）に基づき支給するものとし、役員の報酬等は支給しない。
- 三 非常勤役員に対しては、報酬のみ支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員の報酬月額は、一般職の職員給与に関する法律（昭和25年4月3日法律第九十五号）別表に定める指定職俸給表を基準とする別表第1のとおりとし、常勤役員の号俸は、理事会において決定する。

- 2 常勤役員の通勤手当は、原則として、給与規程に準じて支給する。
- 3 常勤役員の期末特別手当は、別表第2に定める算式により算出される額とする。
- 4 常勤役員の退職金は、別表第3に定める算式により算出される額とする。
- 5 非常勤役員の報酬の額は、別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期に支給する。

- 一 報酬 每月 21 日
 - 二 期末特別手当 每年 6 月 15 日及び 12 月 10 日
 - 三 退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 1 か月以内
- 2 前項第一号及び第二号に規定する日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。
- 3 非常勤役員の報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたつ

た都度、支給する。

4 報酬等は、通貨をもって支給するものとする。ただし、本人の承諾がある場合は、本人名義の銀行口座に振り込むことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、学校法人熊本城北学園旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の現日数から勤務を要しない日を控除した日数を基礎として日割計算を行うものとする。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合、50銭未満の端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数を1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。この規程の施行に伴い、学校法人熊本城北学園役員給与規程(平成26年3月27日制定)は廃止する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (常勤役員の報酬)

理事長		常務理事		常勤監事	
号俸	報酬月額	号俸	報酬月額	号俸	報酬月額
1	706,000円	1	650,000円	1	400,000円
2	761,000円	2	706,000円	2	450,000円
3	818,000円	3	761,000円	3	500,000円
4	895,000円	4		4	
5	965,000円	5		5	

別表第2（常勤役員の期末特別手当）

6月の期末特別手当	報酬月額×1.5か月分
12月の期末特別手当	報酬月額×1.5か月分

※6月1日及び12月1日（以下、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。ただし、基準日前1か月以内に学校法人熊本城北学園寄附行為第10条第2項第一号、第二号又は第三号によって退任した常勤役員については、基準日在職していたものとみなす。

別表第3（常勤役員の退職金）

最終報酬月額×在任年数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は切り捨てる。

別表第4（非常勤役員の報酬）

（1）理事

	報酬の日額
理事会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人業務のための勤務	20,000円

（2）監事

	報酬の日額
監事監査等への出席	20,000円
上記の他、法人業務のための勤務	20,000円